

臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成22（行ケ）第10351号 判決日：平成23年9月28日 担当部：知的財産高等裁判所第3部
判決	審決を取り消す
参照条文	第29条第2項
キーワード	周知技術

## 1. 事案の概要

本件は、「臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋」に関する特許出願（特願2000-582314）の拒絶査定不服審判審判請求（不服2009-10504）を不成立とした審決の取消訴訟に関するものである。

なお、本件は、以下の経緯で特許となった。ここでは平成23年9月28日の判決について説明する。

平成11年11月16日 特許出願

平成20年10月28日 拒絶理由通知

平成21年2月2日 手続補正書および意見書を提出

平成21年2月23日 拒絶査定

平成21年6月1日 拒絶査定不服審判を請求

平成22年7月5日 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決  
（審決取消訴訟）

平成23年9月28日 「審決を取り消す」との判決

平成23年11月1日 拒絶理由通知

平成24年4月4日 意見書を提出

平成24年5月8日 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決  
（審決取消訴訟）

平成25年4月10日 「審決を取り消す」との判決

平成25年8月1日 「本願の発明は、特許すべきものとする。」との審決

## 2. 本件発明の内容（以下、下線、符号および枠は筆者が付したものである。）

### （1）【請求項1】

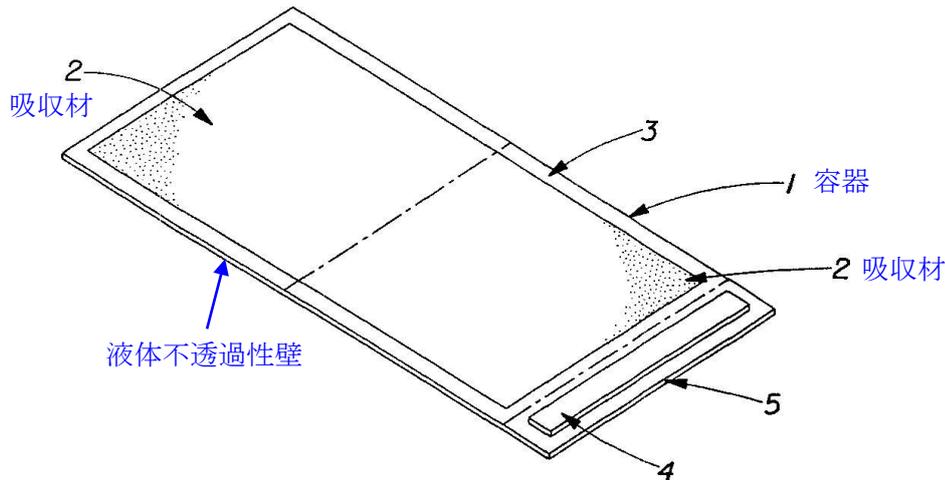
飲食物廃棄物の処分のための容器（1）であって、

飲食物廃棄物を受け入れるための開口を規定し、かつ内表面および外表面を有する液体

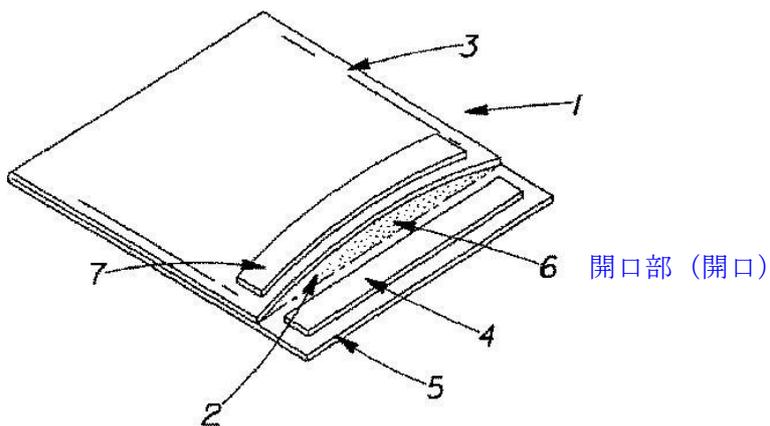
不透過性壁と、

前記液体不透過性壁（１）の前記内表面に隣接して配置された吸収材（２）と、前記吸収材（２）に隣接して配置された液体透過性ライナーとを備え、前記容器は前記吸収材（２）上に被着された効果的な量の臭気中和組成物を持つ、飲食物廃棄物の処分のための容器。

【図１】



【図２】



(2) 発明の課題

【0007】

飲食物の食べ残しと廃棄物の処分に適し、液状の廃棄物を吸収する吸収材と不快な臭気を中和する臭気中和成分を含む経済的な漏れ止めプラスチック袋を提供するというこ

ある。この袋は、優れた漏出の防護と臭気の抑制を保持する結果として、飲食物の廃棄物と食べ残しの処分に適している。

### 3. 拒絶審決の要旨

(1) <本願発明と引用発明との一致点>

飲食物廃棄物の処分のための容器 (1) であって、

飲食物廃棄物を受け入れ るための開口を規定し、かつ内表面および外表面を有する液体不透過性壁と、

前記液体不透過性壁 (1) の前記内表面に隣接して配置された吸収材 (2) と、  
を備え、

前記容器は前記吸収材 (2) 上に被着された効果的な量の臭気中和組成物を持つ、  
飲食物廃棄物の処分のための容器。

<本願発明と引用発明との相違点 1 >

本願発明は、吸収材に隣接して配置された液体透過性ライナーを備えているのに対し、  
引用発明は、液体透過性ライナーを備えていない点。

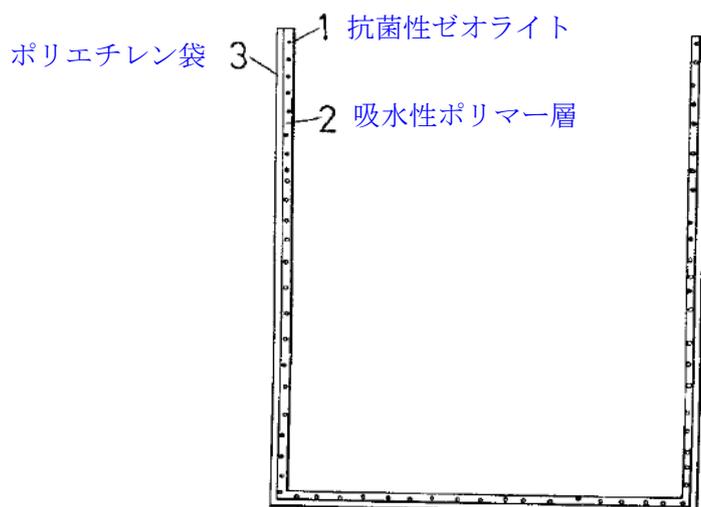
<本願発明と引用発明との相違点 2 >

容器 (1) は吸収材 (2) に保持された効果的な量の臭気中和組成物を持つ点について  
本願発明は、臭気中和組成物が吸収材 (2) 上に被着されているのに対し、引用発明は、  
臭気中和組成物である抗菌性ゼオライトが、吸収材に練り込まれている点。

(参考)

- ・被着：物の表面に膜をはるようにつける」こと (石井重三 著『特許明細書の作成用語集 第2版』日刊工業新聞社、1990年)。
- ・本件は国際登録出願 (PCT/US99/26969) の日本へ移行した件である。国際登録出願では、「被着」に相当する部分が” deposit”

引用発明の第1図 (ゴミ入れ袋)



(2) 相違点についての検討

(2-1) 相違点1について

液体不透過性壁の内表面に隣接して吸収材が配置されたシート状部材において、その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置することは、従来周知の事項である（例えば、周知例1・・・、周知例2・・・、周知例3・・・、周知例4・・・、周知例5・・・。）。

してみると、引用発明における吸収材である吸水性ポリマー層に隣接して、液透過性のライナーを配置することは、当業者が容易になし得たことである。

(2-2) 相違点2について

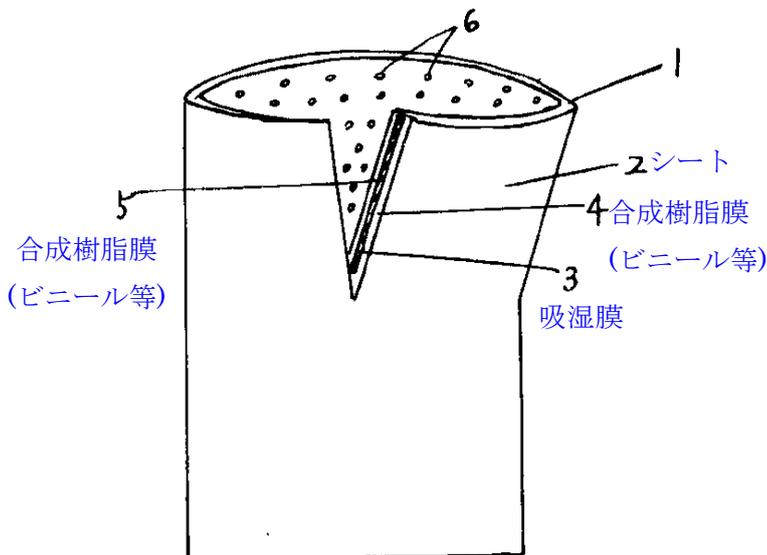
吸収材にゼオライト等の臭気中和組成物を保持させるのに、その組成物を吸収材上に被着させて行うことは、従来周知の事項である（例えば、周知例6・・・、周知例7・・・。）。

してみると、引用発明の抗菌性ゼオライトを吸収材上に被着することは、当業者が容易になし得たことである。

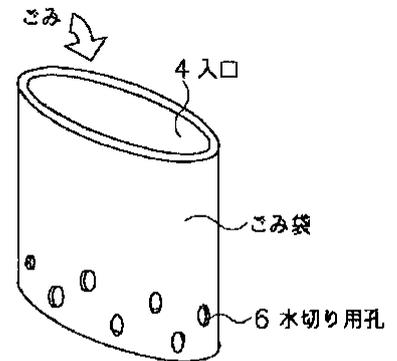
・・・

(2-3) 本願発明は、引用発明及び周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることである。

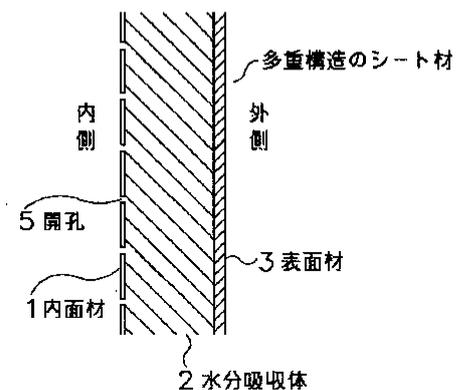
周知例1 食品包装用袋（第1図）



周知例2 ごみ袋（図1）  
(a)



(b)



## 周知例6

### 【0003】

・・・このサニタリーシートについては、汗とともに発散されるアンモニア等の悪臭を除去するため、  
膨潤性シートに活性炭やゼオライトなどの脱臭剤が添加されたものが使用される場合もある。

### 【0004】

生鮮食料品は、・・・水分を吸収するシートをトレイと食品の間に敷くことが行われている。また、密封されたトレイパック内に充満する臭気を除去するため、シートに活性炭やゼオライトなどの脱臭剤を内添または塗工することが行われている。

## 4. 判決の概要

### 第4 当裁判所の判断

当裁判所は、以下のとおり、審決は、本願発明が出願前公知の発明に基づいて容易に発明をすることができたとする理由を示しておらず、また、仮に何らかの理由を示したと読むことができたとしても、その理由には誤りがあると判断する。

#### 1 相違点1についての容易想到性判断の誤り（取消事由1）について

審決は、周知例1ないし5を例示して、本願発明の引用発明との相違点1に係る構成（「液体不透過性壁の内表面に隣接して吸収材が配置されたシート状部材において、その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置すること」）は、従来周知の事項であり、容易であるとの結論を示しているが、そのような結論に至った合理的な理由を示していない。

#### (1) 本願明細書と刊行物1の各記載

・・・

#### (2) 判断

当事者間に争いない事実及び(1)で認定した事実に基づいて、相違点1に係る構成の容易想到性の有無について、判断する。

ア 審決において、特許法29条2項が定める要件の充足性の有無、すなわち、当業者が、先行技術に基づいて、出願に係る発明を容易に想到することができたか否かを判断するに当たっては、客観的であり、かつ判断が適切であったかを事後に検証することが可能な手法でされることが求められる。そのため、通常は、先行技術たる特定の発明（主たる引用発明）から出発して、先行技術たる別の発明等（従たる引用発明ないし文献に記載された周知の技術等）を適用することによって、出願に係る発明の主たる引用発明に対する特徴点（主たる引用発明と相違する構成）に到達することが容易であったか否かを基準としてされる例が多い。

他方、審決が判断の基礎とした出願に係る発明の「特徴点」は、審決が選択、採用した特定の発明（主たる引用発明）と対比して、どのような技術的な相違があるかを検討した

結果として導かれるものであって、絶対的なものではない。発明の「特徴点」は、そのような相対的な性質を有するものであるが、発明は、課題を解決するためにされるものであるから、当該発明の「特徴点」を把握するに当たっては、当該発明が目的とした解決課題及び解決方法という観点から、当該発明と主たる引用発明との相違に着目して、的確に把握することは、必要不可欠といえる。その上で、容易想到であるか否かを判断するに当たり、「『主たる引用発明』に『従たる引用発明』や『文献に記載された周知の技術』等を適用することによって、前記相違点に係る構成に到達することが容易であった」との立証命題が成立するか否かを検証することが必要となるが、その前提として、従たる引用発明等の内容についても、適切に把握することが不可欠となる。もともと、「従たる引用発明等」は、出願前に公知でありさえすれば足りるのであって、周知であることまでが求められるものではない。しかし、実務上、特定の技術が周知であるとするにより、「主たる引用発明に、特定の技術を適用して、前記相違点に係る構成に到達することが容易である」との立証命題についての検証を省く事例も散見される。特定の技術が「周知である」ということは、上記の立証命題の成否に関する判断過程において、特定の文献に記載、開示された技術内容を上位概念化したり、抽象化したりすることを許容することを意味するものではなく、また、特定の文献に開示された周知技術の示す具体的な解決課題及び解決方法を捨象して結論を導くことを、当然に許容することを意味するものでもない。本件についてこれをみると、審決は、「主たる引用発明」に「従たる引用発明等」を適用することによって、容易想到性を判断したのではなく、「特定の引用発明」のみを基礎として、これに特定の技術事項が周知であることによって、本願発明と引用発明との相違点に係る構成は、容易に想到することができるとの結論を導いたものである。

そこで、本件において、このような審決の理由づけをしたことの適否について、上記の観点をも踏まえた上で検討する。

イ 本願明細書に関する上記記載によれば、本願発明は、飲食物の食べ残しや廃棄物の処分に用いられる容器に関するもので、内表面および外表面を有する液体不透過性壁から構成され、容器の中には、吸収材が入れられ、吸収材には、効果的な量の臭気中和組成物がその上に被着されているものである。そして、「液体透過性ライナー」を吸収剤に隣接して配置するとの構成が採用されている。また、好適な液体透過性ライナーとしては、多孔質発泡体、網状化発泡体、開孔プラスチックフィルム、または天然繊維（たとえば、木材あるいは綿繊維）、合成繊維（たとえばポリエステルあるいはポリプロピレン繊維）もしくは天然繊維と合成繊維の組み合わせの織製もしくは不織ウェブのような広範囲の材料から製造され得るとの記載がある。上記構成を採用した目的は、飲食物の廃棄物および食べ残しを中に入れる過程で容器の中に手を入れる消費者は、液状の廃棄物でほとんど、あるいは完全に飽和された吸収材との偶発的で、望ましくない接触を回避できる旨が記載されている。これに対して、審決の認定した引用発明の内容は、「生ゴミを収納するためのゴミ入れ袋であって、生ゴミを受け入れるための開口を有し、かつ内面と外面を有するプラス

チック袋と、前記プラスチック袋の前記内面に被覆された吸水性ポリマー層とを備え、前記ゴミ入れ袋は前記吸水性ポリマー層に練り込まれた抗菌性ゼオライトを有する、生ゴミを収納するためのゴミ入れ袋。」である。

引用発明においては、「吸水性ポリマー層」が吸水材として用いられ、プラスチック袋の内面に「被覆」されたものであること、及び刊行物1の第1図を参照すれば、「吸水性ポリマー層」は、プラスチック袋と一体化されていることから、その被覆された形状は、安定的に維持されていると理解するのが合理的である。そして、吸水性ポリマー層には、抗菌性ゼオライトを「練り込んだ」と記載されていることに照らすならば、被覆された層は、溶剤に溶かしたり熱溶解したりするなどして、流動性を持たせた吸水ポリマーにゼオライトを練り込んだものが被覆されることによって、プラスチック袋の基材と一体化されて、積層されていると理解される。被覆された層の一体化された形状は、「吸水性ポリマー層」が吸水した場合であってもなお、その形状が保持されるものと理解するのが合理的である。そうであるすると、引用発明において、「消費者が、液状の廃棄物でほとんど、あるいは完全に飽和された吸収材との偶発的で、望ましくない接触をすること」を回避する目的のために、さらに「液体透過性ライナー」を「吸収剤」に隣接して配置するとの構成を採用する動機はない。

したがって、本願発明の相違点1に係る構成は、引用発明から、容易に想到することができるとした審決の判断には、誤りがある。

ウ この点について、審決は、「液体不透過性壁の内表面に隣接して吸収材が配置されたシート状部材において、その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置すること（周知事項1）」は、周知例1～5により周知事項であると認定した上で、「してみると、引用例における吸収剤である吸水性ポリマー層に隣接して、液透過性のライナーを配置することは、当業者が容易になし得たことである。」と記載するが、その理由は示されておらず、審決のこの記載には、以下のとおり理由不備ないし判断の誤りがある。

確かに、周知例1ないし5には、液透過性のライナーが、吸収材に隣接して配置された技術が記載されている。しかし、そのような技術事項が記載されているからといって、本件において、「引用発明を起点として、上記の技術事項を適用することにより、本願発明の相違点1に係る構成に到達することが容易である」との立証命題について、引用発明の内容、本願発明の特徴、相違点の技術的意義、すなわち「液透過性のライナーが、吸収材に隣接して配置された技術」の有する機能、目的ないし解決課題、解決方法等を捨象して、「その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置する」技術一般について、一様に周知であるとして、当然に上記命題が成り立つとの結論を導くことは、妥当を欠く。

なお、周知例には、吸収材の材料として、吸収紙または不織布（周知例1）、高吸水性高分子材料（周知例2、3、4）、吸水性ポリマーを含む紙や発泡合成樹脂（周知例5）が使用されていることに照らすならば、これを吸収材として有するシート状材料において、「液体透過性のライナー」は、これら粉状、粒状の材料を基材である液体不透過性シート

の上に移動したり、脱落したりすることを防ぐ目的で用いられる技術としては、周知であると解することもできないではない。しかし、仮に、そのように理解したとしても、引用発明に、上記の意味に理解した周知技術を適用して、本願発明の相違点1に係る構成に至ることの動機付けはなく、容易であるとの結論を導くことはできない。すなわち、引用発明は、「吸水性ポリマー層」が吸水材として用いられ、プラスチック袋の内面に「被覆」されたものであること、「吸水性ポリマー層」はプラスチック袋と一体化されていること等から、その被覆された形状及び態様は、安定的に維持されている（少なくとも安定的に維持されることを目的として形成されている）と解されること、引用発明の吸収材は、基材シート上に配置された吸収材の形状等をさらに維持しなければならない課題はないと解されることに照らすならば、吸収材の形状等を維持する等の目的のために、刊行物1に記載も示唆もない「液透過性のライナー」を、あえて配置する動機付けは存在しない。

結局、周知事項1を適用することが容易であるとした審決の理由は、理由不備ないし判断の誤りがある。

エ そうすると、本願発明における相違点1に係る構成について、引用発明を起点として、周知事項1を適用することにより当業者が容易になし得たということとはできず、相違点1に関する審決の容易想到性に関する判断は誤りである。

## 2 相違点2についての容易想到性判断の誤り（取消事由2）について

審決は、本願発明の引用発明との相違点2に係る構成について、「吸収材にゼオライト等の臭気中和組成物を保持させるのに、その組成物を吸収材上に被着させて行うこと」は、周知例6、7により周知事項であると認定した上で、「してみると、引用発明の抗菌性ゼオライトを吸収材上に被着することは、当業者が容易になし得たことである。」と述べるのみであって、その理由を示していない。しかし、審決のこの点の判断には、以下のとおりの誤りがある。

### (1) 本願明細書と刊行物1の各記載

本願明細書と刊行物1の各記載は、1の(1)記載のとおりである。

### (2) 判断

2つの材料を併用して両者の機能を併せ持った複合材料とするに当たっては、様々な態様が考えられ、混合、被着のいずれも、想定される態様といえるから、「吸収材にゼオライト等の臭気中和組成物を保持させるのに、その組成物を吸収材上に被着させて行うこと」が、周知の事項であるとした審決の認定に、誤りはない。しかし、刊行物1には、臭気中和組成物である抗菌性ゼオライトは吸収材に練り込まれていることが記載され、「練り込むこと」に解決課題があること及び「練り込むこと」に代えて、他の態様を選択することを示唆する何らの記載もない。そこで、引用発明において、抗菌性ゼオライトを吸収性ポリマーに「練り込むこと」に代えて、吸収性ポリマー層の上に「被着」する態様を選択したことを想定すると、当業者であれば、かえって、吸収材表面から抗菌性ゼオライトの粉体が脱落するとの問題が発生するものと理解する（甲12）。 そうだとすると、引用発明

の「練り込むこと」に代えて、問題の生じる可能性のある態様を選択することは、特段の事情のない限り、回避されるべき手段であると解するのが相当である。審決は、何らの理由を示すこともなく、当然に容易であるとの結論を導いた点において、誤りがある。そうすると、本願発明における相違点2に係る構成について、引用発明を起点として、周知事項2を適用することにより当業者が容易になし得たものということとはできず、相違点2に関する審決の容易想到性に関する判断は誤りである。

## 6. コメント

引用発明（主引例）に周知技術を適用して進歩性が無いという指摘を受けたときの対応として参考になる判決であった。

特に、今回の判決では、引用発明（主引例）の解決課題、解決方法等から、引用発明（主引例）に周知技術を適用することが否定されている。また、判決文に、『特定の技術が「周知である」ということは、上記の立証命題の成否に関する判断過程において、特定の文献（周知技術）に記載、開示された技術内容を上位概念化したり、抽象化したりすることを許容することを意味するものではなく、また、特定の文献に開示された周知技術の示す具体的な解決課題及び解決方法を捨象して結論を導くことを、当然に許容することを意味するものでもない』と記載されている。このあたりは、周知技術を適用して進歩性が無いという指摘を受けたときの検討事項として非常に参考になる内容であった。

また、今回の判決では、（明細書に記載されていない内容で）出願人が訴訟提起等のときに主張した内容が反映されていたことも参考になった。

以上

（参考）

審査基準 第 III 部 第 2 章 第 2 節 進歩性

### 3.3 進歩性の判断における留意事項

「(3) 審査官は、論理付けのために引用発明として用いたり、設計変更等の根拠として用いたりする周知技術について、周知技術であるという理由だけで、論理付けができるか否かの検討(その周知技術の適用に阻害要因がないか等の検討)を省略してはならない。」